

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成三十年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 公聴会開催の日時及び場所

日時	場所
平成三十年九月二日（日） 午前十時から	宇陀市榛原総合センター（宇陀市榛原萩原二六一〇番地の一）

平成三十年九月二日（日）の午前九時の時点で気象庁が宇陀市に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報をする場合は、公聴会開催の日時を同月九日（日）午前十時からに変更します。

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路三・四・五六〇号 西峠山辺三線	宇陀市榛原萩原、榛原天満台東四丁目及び榛原山辺三

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び宇陀市建設部まちづくり推進課において、平成三十年八月三日（金）から同月十七日（金）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（宇陀市の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記

載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（奈良市登大路町三〇番地）に平成三十年八月十七日（金）午後五時十五分までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話

〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室（電話

〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

住 所
氏 名
職 業
年 齢
電話番号

平成30年8月3日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に出席し、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1 公述する都市計画道路の名称

(路線名 :)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。